

令和元年10月開始

# 幼児教育・保育無償化についてのご案内

## （保育園・認定こども園（保育認定）に入園しているお子様）

① 保育園・認定こども園（保育認定）を利用する年少（3歳児）クラスから年長（5歳児クラス）までのお子様を対象に、保育料の無償化を行います。

### 無償化の内容

◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年10月分から**月々の基本保育料を納入する必要がなくなります。**

### 無償化の対象とならないもの

◆基本保育料とは別に、延長保育料・食材料費・行事費などは無償化の対象となりませんので、これまでどおりご負担いただきます。

◆副食費（おかず・おやつ）

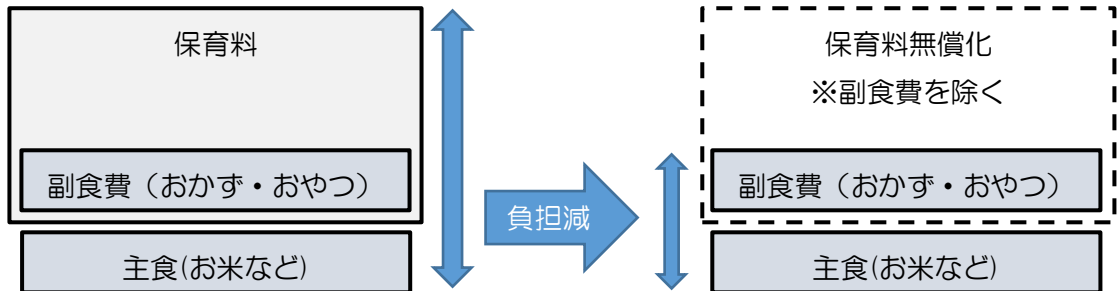
伊那市立園の場合は 3,000 円/月（基準額 4,500 円/月から 1,500 円/月を軽減した額）

※私立園については各園の定めた料金を園へ直接お支払ください。なお、伊那市立園と同様に 1,500 円/月を上限に軽減します。

※1,500 円/月の軽減は、伊那市に住民票をおくお子様についてのみ適用します。

【これまで】

【無償化後】



ただし、次の場合は副食費が免除されます。

- ①父と母（父母に所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が 57,700 円未満の世帯
- ②父と母（父母に所得がない場合は家計の主宰者）の市町村民税所得割の合算額が 77,101 円未満の要保護世帯（ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯）
- ③保護者と生計を一にする子どもから数えて第3子以降にあたる園児

住宅借入金等特別控除  
配当控除等が控除される前の金額

**小学生以上の子どもから数えて第3子以降となる場合は、別途申請が必要です。**

- 提出するもの・・・「保育料・副食費軽減措置対象児童等申出書」
- 提出期限　　・・・令和元年10月　4日（金）
- 提出先　　　　・・・通園している園

②

住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児クラスのお子様についても保育料の無償化を行います。

**無償化の内容**

- ◆上記に該当するお子様については、**新たな手続きなし**で無償化の対象となり、令和元年10月分から**月々の基本保育料を納入する必要がなくなります。**
- ◆課税額の変更により**非課税世帯でなくなった場合には無償化の対象外となります**ので、市の定める保育料を納入いただきます。